



肥料価格高騰対策の申込を行っ

資料4



農業者の皆様へ

和歌山県版

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費の一部を国が支援します。

支援の対象となる方

- 農産物の販売実績がある農業者の方が対象です。
 - 化学肥料使用量の2割低減に向け取り組む方が対象です。
- *取組実施者(JA・肥料販売店など)ごとに申込を行う農業者の方が5人以上必要です。

支援の対象となる肥料

令和4年11月～令和5年5月に購入し、令和5年の春肥に使用する肥料が対象です。

申込の方法

申込は肥料を購入した販売店毎でご本人様が行ってください。

申込期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

～申込の際に記入していただく書類～

- ①化学肥料低減計画書(2つ以上の取組をすること)
- ②誓約・同意書(チェックシートと自筆の署名)
- ③振込口座届出書(支援金を振り込む場合は必要)

【申込にあたっての注意点】

- ※申込内容に虚偽や不正があった場合や肥料の返品があった場合、支援金が支払われない、または、支払金が支払われた後に返還していただくこととなります。
- ※今年と翌年に化学肥料低減計画の取組状況の確認が行われます。
- ※化学肥料低減計画書の内容に取り組んだことが分かる作業記録(写真や日誌)、領収書等を今後5年間保存してください。



農業者の皆様にご記入いただくもの



様式第1号 別紙2

化学肥料低減計画書

秋用 肥料	春用 肥料	年間
	○	

注：該当するものに○を付けること

作付概要

作物名	作付面積
	ha
	ha
その他	ha
計	ha

※作付面積はhaで記載してください
(「1反」=「1,000㎡」=「10a」=「0.1ha」)

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。）

次のいずれかに該当する場合は、右欄に「○」
①有機農産物の認証
②特別栽培農産物の認証
③環境保全型農業直接支払交付金の交付
その場合、認証書等の書類を添付してください。（下記の取組メニューのチェック欄は空欄で可）

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計 ・産地の場合：定点診断結果に基づき産地の施肥例を作成 診断箇所数を増加で◎に ・個人の場合：診断結果とそれによる施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計 ・葉色診断に基づく施肥を行っている		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入 ・肥料成分を従来より低下させた施肥設計を導入		
エ 堆肥の利用 ・堆肥の投入		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等) ・汚泥肥料の利用		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外) ・稲わらのすき込み、食品残渣を原料とした肥料の施用等		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 ・化学肥料が配合されていても対象 ・乾燥菌体肥料もこれに該当		
ク 緑肥作物の利用 ・ヘアリーベッチ、クローバー、レンゲ等の播種		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 ・窒素、リン酸、カリウムの総量が低ければ該当 (L型肥料等(リン酸・カリの含有量を減らした肥料)) ・農業者自ら配合で慣行銘柄より含有量を減		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用 ・樹冠内施肥、点滴施肥、側条施肥、うね立て同時施肥など		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに係るものを除く。) ・地域の施肥層などに合わせ肥料成分総量が低下するよう肥料銘柄や施用量を見直し		
ソ 地域特認技術の利用 ()		

(注) 別添の誓約・同意書にチェックの上、提出先の取組実施者に提出すること。
(注) 取組実施者が必要に応じ記載内容を修正・追加すること。

